

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 三五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三五
- 土地改良法により換地処分をした件 三五
- 保安林の指定をする件 三五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三六
- 景観計画の案を定めた件 三六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 三六
- 落札者を決定した件 三六
- 福島県病院局 三六
- 平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件 三六
- 福島県人事委員会 三六
- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三六
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三六

告 示

福島県告示第三百六十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
------	------------	-----------	------

石川郡玉川村 玉川村役場

同 郡平田村 平田村中央公民館

非自動車はかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり

七月七日

同 郡古殿町 古殿町公民館

同 郡古殿町 同

同 郡浅川町 浅川町中央公民館

七月八日
午前九時三〇分から
午前一一時三〇分まで

同 郡石川町 石川町共同福祉施設

同 郡石川町 同

七月九日
午前九時三〇分から
午前一一時三〇分まで

右に掲げる町村 福島県計量検査所

右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

七月一〇日から八月七日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

午前一一時から
午後三時まで

特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第70号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、同郡	非自動車はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二

玉川村、同郡平田村、
同郡浅川町及び同郡
古殿町

二日まで（土曜日、日曜
日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
791	その他の草本性植物油かす及びその粉末	ひまわり油かす粉末	4.5	2.5	2.0	該当事項なし。	増子二郎	福島県郡山市久留米六丁目28-1	平成27年5月12日
823	混合有機質肥料	片倉有混710	7.0	1.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チャック カーソン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成24年5月29日

（農業総合センター）

福島県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年五月二十七日長屋地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林の所在場所
双葉郡浪江町大字立野字新堤七四の一
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第三百六十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年二月二十三日次のとおり指定した。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- | | | |
|---------|-----------------|----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 指定の有効期間 |
| 株式会社まるほ | 郡山市堂前町九番三号 | 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで |
| 丹治 一郎 | 郡山市並木一丁目 一三番地の七 | 同 |
- 郡山市富田町字稲川 原四〇番地
（出納総務課）

福島県告示第三百六十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年二月二十六日次のとおり指定した。
平成二十一年六月五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 小野 由美子 いわき市金山町朝 平成二十一年四月一日から平成
 日台一〇番地の二 二十六年三月三十一日まで
 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 いわき市平字梅本 同
 二一番地 同

寡婦福祉会 同
 会長 柴田 同

孝子 同
 いわき市植田町南 同

いわき南地区 同
 交通安全協会 町一丁目六番地の
 六 同

喜美男 同
 いわき市自由ヶ丘 同
 三九番地の二 同

協同組合 同
 横田 通子 いわき市四倉町字
 西三丁目六番地の
 七 同

阿部 正征 同
 いわき市常磐湯本 同
 町吹谷八三番地 同

いわき常磐地 同
 区交通安全協 町大平一六番地の
 会 会長 熊一 同

田 精一 同
 いわき市小名浜岡 同
 交通安全協会 小名字御代坂一九
 番地 同

誓之助 同
 いわき市小名浜岡 同

福島県告示第三百七十一号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年三月二十五日次のとおり指定した。
 平成二十一年六月五日

(出納総務課)

福島県知事 佐藤雄平
 指定の有効期間
 平成二十一年四月一日から平成
 二十六年三月三十一日まで

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 渡部 タミ子 大沼郡金山町大字 平成二十一年四月一日から平成
 横田字中丸二四四 二六年三月三十一日まで
 番地 住所地に同じ

千葉 平吉 大沼郡会津美里町 同

同 同

同 同

字高田甲二七六八
 番地 同
 会津坂下地区 河沼郡会津坂下町
 交通安全協会 字館ノ下三一一番
 地 同
 会長 五十嵐 同

久夫 同
 有限会社近江 河沼郡会津坂下町
 屋商店 字市中三番甲三六
 六六番地 同

猪苗代地区交 同
 通安全協会 耶麻郡猪苗代町字
 梨木西一〇〇番一
 同

會長 長谷川 同
 庄英 同
 山口 謙太郎 喜多方市塩川町小
 府根字畑ヶ田三六
 番地 同

鈴木 八朗 同
 耶麻郡北塩原村大
 字大塩字下六郎屋
 敷二一八三番地 同

喜多方地区交 同
 通安全協会 喜多方市関柴町上
 高嶺字宮越五三七
 番地の一〇 同

會長 荒川 同
 洋二 同
 瀬野 静子 喜多方市字一丁目
 四六三六番地の二 同

齋藤 やす代 同
 会津若松市米代一
 丁目一番三号 同

会津若松地区 同
 交通安全協会 会津若松市山見町
 二四八番地 同

會長 田中 同
 文雄 同
 有限会社スチ 会津若松市大町一
 ユーデントラ 丁目九番八号 同

イフサポート 同
 武藤 栄助 会津若松市中央一
 丁目二番二六号 同

会津地区公衆 同
 衛生協会 会津若松市追手町
 七番四〇号 同

長 加藤 道 同

会津若松市一箕町大
 字鶴賀字上居合九〇
 番地 住所地に同じ

義
福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同
組合 専務理 七五号
事 佐藤 武
二 (出納総務課)

福島県告示第三百七十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年三月二十七日次のとおり指定した。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定の有効期間 売りさばきの場所

氏名又は名称 住所
有限会社遊佐 二本松市油井字福 平成二十一年四月一日から平成
商店 岡一一四番地 二六年三月三十一日まで
住所地に同じ

福島北地区交 福島市飯坂町平野 同
通安全協会 字江合二番地の八

会長 紺野 好次郎 同
有限会社角田 福島市飯坂町平野 同

商店 字明神町二一番地 同
二本松地区交 二本松市若宮二丁 同

通安全協会 目一六三番地の五
会長 野地 達夫 同

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同
組合 専務理 七五号
事 佐藤 武 六号

油井 キク 福島市新町七番三 住所地に同じ
号

川俣地区交通 伊達郡川俣町大字 同
安全協会 会 鶴沢字下中島二〇
長 仲江 正 番地の二
季

有限会社福島 福島市町庭坂字原 同
自動車学校 中二番地の五一
木内 清子 伊達市梁川町向川 同

原字沼端四七番地 同
福島市御山字検田八
一番地の二

伊達地区交通 伊達市保原町大泉 住所地に同じ
安全協会 会 字大地内六一番地
長 菅野 宇 四

有限会社吾妻 福島市下野寺字遠 同
自動車教習所 原三六番地の五
阿部 文夫 福島市荒井字北峠 同

自治労福島市 原二八番地の一一 同
役所職員労働 福島市五老内町三 同
組合福祉対策 番一号

部物資分配所 執行委員長
今野 泰 同

桑折地区交通 伊達郡桑折町大字 同
安全協会 会 谷地字形土二五番
長 二瓶 亨 地の二

(出納総務課)

福島県告示第三百七十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年三月三十日次のとおり指定した。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定の有効期間 売りさばきの場所

氏名又は名称 住所
相馬地区食品 南相馬市原町区錦 平成二十二年四月一日から平成
衛生協会 会 町一丁目三〇番地 二六年三月三十一日まで
長 太田 正 指定の住所地に同じ

有限会社さと 南相馬市小高区大 同
う 町二丁目六三番地

今野 俊雄 双葉郡浪江町大字 同
津島字仲沖一八番 地

有限会社佐藤 双葉郡浪江町大字 同
秀親商店 権現堂字下続町一
〇番地

浪江地区交通 双葉郡浪江町大字 同

公 告

安全協会 会 長 横山 佳 一八番地一	権現堂字上蔵役目		
ふたば農業協 同組合	双葉郡大熊町大字 下野上字大野三九 八番地	同	
同	同	同	同 (大熊支店)
同	同	同	双葉郡浪江町大字権 現堂字下続町一八番 地の三
同	同	同	双葉郡川内村大字上 川内字町分一〇六番 地
永山 光雄	双葉郡檜葉町大字 山田岡字町尻八番 地	同	住所地に同じ
小松 岳生	双葉郡檜葉町大字 井出字木屋一二六 番地	同	
佐藤 恒吉	相馬市中村字大町 三四番地	同	
合資会社錦尚 堂	相馬市中村字大手 先九番地	同	
鈴木 清	相馬市中村字大手 先四三番地	同	
小泉 清一	南相馬市原町区本 町二丁目五八番地	同	

(出納総務課)

公告第三百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月三十日

- 二 名称
特定非営利活動法人福島県認知症グループホーム協議会
- 三 代表者の氏名
森 重勝
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市松川町字産子内一番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、急激に増加している認知症の人に対し、適切なケア・サービスを提供するための調査研究及び研修活動を行うとともに、グループホームに対する理解を深めるための普及啓発活動を行い、福島県における福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年五月二十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけ
- 三 代表者の氏名
菅野 幸子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡川俣町大字西福沢字茶畑山七番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の親子・高齢者・地域住民に対して、子育て支援と生活支援並びに文化の振興に関する事業を行い、会員相互が共に支え合う環境づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百二十二号

景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画の案(以下「計画案」という。)を定めたので、福島県景観条例の一部を改正する条例(平成二十一年福島県条例第二十二号。以下「平成二十一年改正条例」という。)附則第五項の規定によりその例によることとされる平成二十一年改正条例による改正後の福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)第六条第一項の規定により、計画案に係る関係図書を

平成二十一年六月五日から同月十九日まで福島県生活環境部環境共生総室環境共生課環

境評価景観室及び各地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(環境共生課環境評価景観室)

公告第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、会津北部地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十一年三月二十四日完了したので公告する。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

公告第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、二岐地区に係る県営防災ダム事業の工事は、平成二十一年三月二十六日完了したので公告する。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

公告第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、本郷南地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十一年三月三十日完了したので公告する。
平成二十一年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

公告第326号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成21年6月5日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 43,200,000ペー

- 2 (年4回総ページ数64ページ 1回当たり675,000部)
 - 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
 - 4 落札者を決定した日
平成21年5月14日
 - 5 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェイ・アイ・シー 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
 - 6 落札金額
1ページ当たり0.66円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 8 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年4月3日
- (入札用度課)

福島県病院局

公告第8号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成21年6月5日

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
- 2 試験期日
平成21年7月1日（水）
- 3 受験申込受付期間
平成21年6月5日（金）から同月22日（月）まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
(病院総務課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年六月五日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第十二号

委員長 新城 希子

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表喜多方市の項中 図書館 館長
美術館 館長
を「公民館 館長（中央公民館の館長に限る。）」に改め、同表田村市の項中「部長 課長」を「部長 課長」に改め、「教育次長」を「教育部長」に、「児童館 館長」を「都路こども子育て支援 児童館 三世代ふれ

園 センター 園長
に改め、同表南相馬市の項中 「訪問看護ステーション 所長
あい交流館 館長」
「高松ホーム 園長」に改め、同表伊達市の項中「室長 秘書係長 職員係長」を「秘書係長 人事給与係長」に改め、同表本宮市の項中「局長 次長 課長」を「局長 次長 課長 複合施設開設準備室長 阿武隈川左岸築堤対策室長」に改め、同表南会津郡南会津町の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「課長」を「総括参事 課長」に改め、同表耶麻郡猪苗代町の項中「行政管理業務主任」を「室長 行政管理業務主任」に、「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表耶麻郡北塩原村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長」に改め、同表大沼郡金山町の項中「課長」を「課長 総括主幹」に改め、同表東白川郡塙町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 会計管理者部局 会計管理者」に改め、同表公立小野町地方総合病院組合の項中「医局長」を「診療部長 診療技術部長」に改め、同表公立岩瀬病院組合の項を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月五日

福島県人事委員会規則第十三号

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「部長 出納局長 総合安全管理担当理事」を「安全管理監 部長 出納局長」に、「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当課長」に、「総括担当」を「統括担当」に、「人事総室の副課長、」を「人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる」に、「（職員厚生課に置かれる者を除く。） 同総室の」を「並びに」に、「主事（職員厚生課に置かれる者を除く。）」を「主事」に、「企画調整担当の主幹」を「企画調整担当の主幹 同総室総合計画課の計画調整担当の主幹」に、「部長 支所長」を「部長」に、「喜多方しのめ荘 園長 次長」を「若松乳児院 院長 次長」に、「計量検定所 所長 次長」を「計量検定所 テクノアカデミー郡山 校長 副校長」に、「次長 部（室）長」を「次長 部長」に、「いわき丸船長」を「いわき丸船長 支場長」に、「鮫川水系ダム管理事務所 所長」を「鮫川水系ダム管理事務所 所長 小玉ダム管理事務所 所長」に、「政策監 教育次長」を「理事 政策監 教育次長」に、「教育センター 所長 次長」を「教育センター 所長 次長」に、「政策監 教育次長」を「理事 政策監 教育次長」に、「博物館 館長 副館長」を「博物館 館長 副館長」に、「労働委員会事務局 事務局次長 事務局局長 事務局次長 課長」を「労働委員会事務局 事務局次長 事務局局長 事務局次長 課長」に改め、同表備考三中「この表中副課長（同表中の「課長 副課長」及び「監査参事 副課長」に係るものに限る。）を「この表において」に、「副部長」の下に、「副所長」を加え、「副所長」を削り、「並びに教頭」を、「教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

再生紙を使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行所 福 島 県 株 式 会 社 一 印 刷 所